

## 【資料 3】

建管第323号

平成25年5月2日

一般社団法人 北海道建設業協会会長 様

北海道建設部長

技能労働者への適切な賃金水準の確保について（要請）

国土交通省においては、平成24年10月に実施した公共事業労務費調査に基づき、工事の積算に用いるための「平成25年度公共工事設計労務単価」を平成25年3月29日に決定したところですが、道においてもこの労務単価を積算に用いる単価として平成25年4月1日に決定したところであり、前年度と比べ約17%強の上昇となったところです。

労務単価は、建設投資の大幅な減少に伴うダンピング受注と下請へのしわ寄せ等により就労条件が大きく悪化し、技能労働者の減少が続いているという現状を踏まえ、こうした技能労働者の減少等に伴う労働需給のひっ迫傾向を適切に反映させるとともに、社会保険等への加入の徹底の観点から、必要な法定福利費相当額を適切に反映させ設定されたものです。

また、道では、平成25年度の労務単価を4月15日以降の入札から適用しておりますが、この度の労務単価の大幅な上昇を踏まえ、旧労務単価を適用した契約について、受注者の請求により、新労務単価に基づく契約に変更できる「特例措置」を講じることとし、各総合振興局長及び留萌振興局長に通知したところです（別添1・2参照）。

こうした諸事情を踏まえ、貴団体におかれましては、各会員の皆様に対して、次のとおり、適切な価格での契約及び技能労働者等への適切な水準の賃金の支払い等について対応を図られたく、周知徹底をお願いします。

### 記

#### 1 技能労働者への適切な水準の賃金の支払に対する特段の配慮

適切な価格での下請契約の締結を徹底するとともに、下請企業に対し、技能労働者への適切な水準の賃金の支払いを要請するなどの特段の配慮をすること。専門工事業者においては、雇用する技能労働者の賃金水準の引き上げを図ること。

#### 2 法定福利費の適切な支払と社会保険等への加入徹底

平成25年度の公共工事設計労務単価においては、技能労働者の加入に必要な社会保険料（本人負担分の法定福利費）相当額が勘案されているほか、平成24年4月に行われた土木工事等現場管理費率の改定により事業主が負担すべき法定福利費についても、適切に予定価格に反映されるよう措置されている。

このため、元請企業においては、下請企業に対し、社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含んだ額により下請契約を締結すること。また、専門工事業者においては、技能労働者に対し、法定福利費相当額を適切に含んだ額の賃金を支払い、その使用する労働者を法令が求める社会保険等に参加させること。

（建設政策局建設管理課工事管理グループ  
技術管理グループ）

## 平成 25 年度 公共工事設計労務単価について

### 1 平成 25 年度公共工事設計労務単価の概要

#### 1) 決定日

国土交通省及び農林水産省は、平成 24 年 10 月に実施した公共事業労務費調査に基づき、工事費の積算に用いるための「平成 25 年度公共工事設計労務単価」を平成 25 年 3 月 29 日に決定 → 道においても積算に用いる単価として決定（平成 25 年 4 月 1 日）

#### 2) 労務単価設定のポイント

- ・技能労働者の減少等に伴う労働需給のひっ迫傾向を適切に反映
- ・社会保険等への加入の徹底の観点から必要な法定福利費相当額を適切に反映

#### 3) 労務単価の設定状況

【全 51 職種平均労務単価】

- ・北海道 17,779 円（前年度比 17.5% 上昇）
- ・全国 19,010 円（前年度比 15.1% 上昇）

【主要 12 職種の設計労務単価】

（単価：円・%）

職 種	H24設計労務単価 (A)	H25設計労務単価 (B)	増 減	
			増減額 (B-A)	増減率
特殊作業員	13,400	15,400	2,000	14.9
普通作業員	11,000	12,700	1,700	15.5
軽作業員	9,200	10,600	1,400	15.2
とび工	13,400	15,700	2,300	17.2
鉄筋工	13,600	16,000	2,400	17.6
運転手(特殊)	13,300	15,300	2,000	15.0
運転手(一般)	11,100	12,800	1,700	15.3
型わく工	13,100	15,400	2,300	17.6
大工	14,000	16,500	2,500	17.9
左官	14,000	16,500	2,500	17.9
交通誘導員A	7,900	9,100	1,200	15.2
交通誘導員B	7,100	8,300	1,200	16.9

## 2 平成25年度公共工事設計労務単価に係る道の適用

### 1) 適用日

平成25年4月15日以降の入札から新労務単価を適用

### 2) 適用に係る特例措置

#### ① 特例措置の内容

旧労務単価を適用した契約について、受注者の請求により、新労務単価に基づく契約に変更できることとした

#### ② 対象工事等

区 分	対 象
工 事	平成25年4月1日以降に契約を行う工事
委託業務	委託期間の始期が平成25年4月1日以降の維持管理業務、除雪業務、施設管理業務及び保守点検業務

#### ③ 変更後の請負代金額等の算出方法

変更後の請負代金額（委託業務：業務委託料or業務単価）

＝新労務単価により積算された予定価格×当初契約の落札率